

2024年4月～2025年3月の事故類似型別の事故件数は以下の通りです。

	京都営業所	高槻営業所	吹田営業所	大阪営業所	池田営業所	伊丹営業所	宝塚営業所	西宮営業所	王子営業所
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災含む）を起し、また踏切において鉄道車両と衝突若しくは接触したもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
死傷者又は重傷者（自動車損害賠償法施行令第5条第2号又は第3号に掲げる障害を受けたものをいう）を生じたもの	1	1	0	0	0	0	0	0	0
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する装置の不適切な操作により旅客に自動車損害賠償保障法施行令第5条第4号に掲げる障害を生じたもの	0	1	1	0	0	0	1	1	0
運転者の疾病により事業用自動車の運転を継続することが出来なくなったもの	0	0	0	0	0	1	1	0	0
かじ取り装置、制御装置、車枠、車軸、車輪（タイヤを除く）又はシャシばねの破損又は脱落により自動車が運行できなくなったもの	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0	0	0	0	1	0	0	0	0